

雲仙市 週休2日工事（受注者希望型）試行要領

1. 目的

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、雲仙市では建設業界の週休2日推進に向けた取り組みとして、公共工事における週休2日工事を実施する。

2. 対象工事

原則、雲仙市が発注する全ての建設工事を対象とする。

ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とすることができる。

- (1) 随意契約による工事
- (2) 災害復旧工事のうち、緊急対応を要する工事（労働基準法 第33条 許可対象工事）
※地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応（除雪工事や応急復旧工事）
※災害復旧工事のうち災害査定後に実施される本復旧工事については、本要領の対象工事とする。
- (3) 発注部局の長が対象工事に適さないと判断する工事

3. 週休2日の考え方

(1) 現場閉所等

- 1) 現場閉所とは、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

また、現場閉所日には、対象工事の元請技術者等（現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐）は原則として休暇とし、下請業者に対しても協力を依頼するものとする。

- 2) 現場休息とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

また、現場休息日には、対象工事の元請技術者等（現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐）は原則として休暇とし、下請業者に対しても協力を依頼するものとする。

(2) 週休2日

1) 完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての週において、現場閉所等を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所等を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所等を行っていれば、完全週休2日（土日）を達成しているとみなす。

2) 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所等を行った日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%以上となる現場閉所等を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所等では、28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所等を行っている場合に、28.5%以上を達成しているものとみなす。

3) 通期の週休2日

対象期間において、現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所等を行ったと認められる状態をいう。

(3) 対象期間

- 1) 対象期間とは、現場着手日から工事完成通知日までの期間とし、本工事の実施に必要となる準備・撤去作業等の期間も含むものとする。(工事看板や現場事務所等の設置・撤去、現地調査、着工前測量なども対象期間に含む)
なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間は含まない。
- 2) 工事契約後、完全週休2日(土日)の取り組みに当たって、受注者の責によらず土日に現場作業等を行わざるを得ない場合は、監督職員と事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を設定する。土日に代わる現場閉所日は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所等を行うものとする。
- 3) 降雨、猛暑、降雪等による予定外の現場閉所日についても、「現場閉所等」及び「技術者等の休暇」の双方を満たす場合は、現場閉所日数に含めるものとする。

4. 業務の流れ

(1) 工事発注時

- 1) 発注者は、当初設計時に「月単位の週休2日」の達成を前提として経費の補正を行い、特記仕様書に当該工事が週休2日対象工事である旨を記載する。
- 2) 補正係数は、別紙のとおりとする。
- 3) 当初発注時点において、現場閉所等による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を特記仕様書に明示する。(別添)

(2) 工事契約後(工事着手前)

- 1) 受注者は、施工計画書の提出前までに、「週休2日の実施の有無」を工事打合せ簿により監督職員へ協議するものとする。また、週休2日を実施する場合は、「週休2日の実施パターン(「完全週休2日(土日)」または「月単位の週休2日」)」を明記するものとする。
- 2) 受注者は、週休2日を実施する場合は、その取得計画を立て、施工計画書の予定工程に記載し、監督職員へ提出する。
- 3) 監督職員は、受注者より提出された予定工程や変更予定工程(理由含む)が妥当であるか確認を行う。妥当ではないと判断された場合は、受注者へ修正を指示する。
- 4) 受注者は、当初設定された工事工期が、週休2日を実施するにあたって適当でないと判断した場合は、「必要工期」を算出し、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行う。発注者が妥当であると判断した場合には、契約変更の対象とする。

(3) 工事施工時

- 1) 受注者は、対象期間中、現場に看板等により「週休2日工事」であることを掲示することで現場周辺へ「宣言」するものとする。
- 2) 受注者は、実施工程表等により、「週休2日」の実施状況を取りまとめ、月1回監督職員へ報告するものとする。
- 3) 監督職員は、施工プロセスチェック(工程管理)にもとづき、受注者の負担とならないよう既存資料(出勤簿・出面表等)や任意様式等により週休2日の取組状況を適宜確認する。また、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。
- 4) 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所等の予定日を記載した実施工程表等を受注者より受領し、現場閉所等の状況を確認する。なお、分離発注工事の場合は、実施工程表等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- 5) 週休2日の対象期間内において、受注者の責によらず現場閉所等の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所等による週休2日の対象外とする作業

と期間を決定するとともに、変更契約時の特記仕様書に対象外とする作業と期間を明示するものとする。

(4) 最終変更時

- 1) 受注者は、工事完成通知（見込）日決定後速やかに、現場閉所等の結果が確認できる実施工程表を作成し、監督職員へ報告する。
- 2) 監督職員は、受注者が工事着手前に「完全週休2日（土日）」の実施を選択したうえで、その達成が確認できた場合は、「完全週休2日（土日）」の補正係数により変更契約を行う。
- 3) 監督職員が、現場閉所等の達成状況を確認した結果、「月単位の週休2日」に満たない場合、または、工事着手前に受注者が週休2日の実施を選択しなかった場合は、補正係数を除した変更契約を行う。
- 4) 受注者が、工事着手前に「月単位の週休2日」を選択した場合に「完全週休2日（土日）」を達成したとしても、補正係数は当初選択したパターンの補正係数とする。
- 5) 港湾・漁港請負工事積算基準を適用する工事については、週休2日の補正係数が「月単位の週休2日」のみであることから、「完全週休2日（土日）」を達成したとしても、補正係数の変更は行わない。

(5) 工事成績評定における評価（雲仙市建設工事成績評定要領対象工事のみ）

- 1) 週休2日（月単位の週休2日以上）の現場閉所等が達成された場合には、別紙「週休2日工事における工事成績評定の運用」の最新版により評価を行う。
- 2) 週休2日に取り組んだ結果、受注者の責において週休2日（通期の週休2日以上）が実施できなかった場合であっても、減点評価は行わない。

5. 留意事項

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 受注者は、労働基準法第35条（休日）を逸脱してはならない。

（休日）

第三十五条

使用者は、労働者に対して、毎週少くとも一回の休日を与えなければならない。

2 前項の規定は、四週間を通じ四日以上の日を与える使用者については適用しない。

6. 適用

令和8年4月1日以降に起工する工事から適用する。